

(写)

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。
令和6年9月30日

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

龍ヶ崎市条例第35号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(龍ヶ崎市表彰条例の一部改正)

第1条 龍ヶ崎市表彰条例(平成26年龍ヶ崎市条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(欠格条項) 第11条 第3条から第6条までの規定に該当するものが次の各号のいずれかに該当するときは、これを表彰しない。 (1) } 省 略 (2) } (3) } (4) <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられた者 (5) 省 略	(欠格条項) 第11条 第3条から第6条までの規定に該当するものが次の各号のいずれかに該当するときは、これを表彰しない。 (1) } 省 略 (2) } (3) } (4) <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられた者 (5) 省 略

(龍ヶ崎市職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 龍ヶ崎市職員の給与に関する条例(昭和32年龍ヶ崎市条例第134号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第20条 省 略 第20条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる	(期末手当) 第20条 省 略 第20条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる

者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

(1) 省 略

(2) 省 略

(3) 基準日前1ヶ月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられた者

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた者

第20条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合

(2) } 省 略

4

5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に

者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

(1) 省 略

(2) 省 略

(3) 基準日前1ヶ月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられた者

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた者

第20条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合

(2) } 省 略

4

5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に

逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分
 目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行
 為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合

(2) } 省 略

8

逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分
 目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行
 為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2) } 省 略

8

(龍ヶ崎市土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積の規制に関する条例の一部改正)

第3条 龍ヶ崎市土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積の規制に関する条例（平成3年龍ヶ崎市条例第17号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(欠格条項) 第11条 事業主等は、次の各号のいずれかに該当するときは、第9条第1項及び第2項ただし書の規定による許可を必要とする事業を行うことができない。 (1) 省 略 (2) 省 略 (3) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 (4) } 省 略 (13) } (罰則) 第29条 次の各号のいずれかに該当する者（ただし、農地法（昭和27年法律第229号）に規定する許可、届出又は報告等の手続に違反した者を除く。次項及び次条において同じ。）は、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。	(欠格条項) 第11条 事業主等は、次の各号のいずれかに該当するときは、第9条第1項及び第2項ただし書の規定による許可を必要とする事業を行うことができない。 (1) 省 略 (2) 省 略 (3) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 (4) } 省 略 (13) } (罰則) 第29条 次の各号のいずれかに該当する者（ただし、農地法（昭和27年法律第229号）に規定する許可、届出又は報告等の手続に違反した者を除く。次項及び次条において同じ。）は、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 2	}	省 略	(1) 2	}	省 略
----------	---	-----	----------	---	-----

（龍ヶ崎市土採取事業規制条例の一部改正）

第 4 条 龍ヶ崎市土採取事業規制条例（平成 1 8 年龍ヶ崎市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（罰則） 第23条 次の各号のいずれかに該当する者は、2 年以下の<u>拘禁刑</u>又は 1 0 0 万円以下の罰金に処する。 (1) 省 略 (2) 省 略 第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の<u>拘禁刑</u>又は 5 0 万円以下の罰金に処する。 (1) 省 略 (2) 省 略	（罰則） 第23条 次の各号のいずれかに該当する者は、2 年以下の<u>懲役</u>又は 1 0 0 万円以下の罰金に処する。 (1) 省 略 (2) 省 略 第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の<u>懲役</u>又は 5 0 万円以下の罰金に処する。 (1) 省 略 (2) 省 略

（龍ヶ崎市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正）

第 5 条 龍ヶ崎市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和 4 2 年龍ヶ崎市条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（欠格条項） 第 6 条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 (1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2) 省 略 (3) 省 略	（欠格条項） 第 6 条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 (1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2) 省 略 (3) 省 略

(龍ヶ崎市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第6条 龍ヶ崎市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和39年龍ヶ崎市条例第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(退職報償金支給の制限) 第6条 退職報償金は、次の各号の一に該当する者に対しては支給しない。 (1) <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられた者 (2) } く } 省 略 (5) }	(退職報償金支給の制限) 第6条 退職報償金は、次の各号の一に該当する者に対しては支給しない。 (1) <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられた者 (2) } く } 省 略 (5) }

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

(罰則の適用等に関する経過措置)

- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。))又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。))が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(龍ヶ崎市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。))が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条の規定による改正後の龍ヶ崎市職員の給与に関する条例第20条の3第1項(第1号に係る部分に限る。))及び第5項(第3号に係る部分に限る。))(これらの規定を同条例第21条第5項において準用する場合を含む。))の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。